

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

サービス提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

事業者の名称：社会福祉法人 愛寿会
法人所在地：松山市来住町1171番地1
代表者氏名：理事長 長戸 重幸
電話番号：089-970-7000
設立年月日：昭和59年9月29日

2 事業所の概要

施設名称：松山市地域包括支援センター垣生・余土
施設の所在地：松山市保免西4丁目5-25
指定年月日：平成31年4月1日
指定番号：3800100178
電話番号：089-989-7600

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員等指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）に関する知識を有する職員が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防支援等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。 ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ③ 指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 ④ 指定介護予防支援等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 ⑤ 事業の運営に当たっては、松山市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。 ⑥ 事業所は、利用者の代行等必要な業務について、松山市内に住所を有する指定介護予防支援事業所に委託することができるものとする。

4 職員体制

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人数	業務内容
管理者	1名	事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
介護支援専門員等	9名以上	介護予防サービス・支援計画の作成業務を行います。

5 営業日および営業時間

営業日	月～金曜日（ただし、祝日および12月29日から翌年の1月3日までを除きます。）
営業時間	8:30～17:15（ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。）

6 通常の事業実施地域

(1)通常の事業実施地域は、松山市の「垣生・余土地区」の区域とします。

7 サービスの内容

- (1) 事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という。）との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 介護予防支援等にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様なサービス事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- (3) 介護予防支援等にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏することがないように、複数のサービス事業所の紹介を行うなど公正中立に行います。また、利用者は、担当職員に対して複数のサービス事業者等の紹介を求めることや介護予防サービス・支援計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (4) 介護予防支援等にあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮し、利用者が医療サービス等の利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従い、介護予防サービス・支援計画を作成し、当該計画を主治医等に交付します。
- (5) 事業者は、介護予防サービス・支援計画をサービス事業者等に交付します。交付後も、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握するとともに、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を行います。
- (6) サービス事業所等から伝達された利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の

状況に係る情報並びにモニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員等から主治医、歯科医師や薬剤師に必要な情報提供します。

- (7) 前項の介護予防サービス・支援計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保存し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

8 サービス利用に関する留意事項

(1) 担当職員

サービス提供時に、担当職員を決定します。

(2) 担当職員の交代

① 利用者からの担当職員の交代の申し出

選任された担当職員の交代を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して担当職員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の担当職員を指名はできません。

② 事業所からの担当職員の交代

事業所の都合により、担当職員を交代することがあります。担当職員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 入院時における入院先への情報提供（協力をお願い）

利用者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者又はその家族は入院先に対して、担当職員の氏名及び連絡先をお伝えするようにしてください。

9 市町村への届出

介護予防支援等を受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の担当職員にご相談ください。

10 利用料金

- (1) 介護予防支援については、原則として利用者の負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、下表の料金をいただき、事業所から「介護予防支援提供証明書」を発行します。この「介護予防支援提供証明書」を後日、松山市介護保険課に提出し、手続きを行うと、全額払い戻しを受けられる場合があります。

介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費	4,420円/月
初回加算	3,000円/月
委託連携加算	3,000円/月

- (2) 介護予防ケアマネジメントについては、利用者負担はありません。
- (3) 担当職員が通常の事業実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

11 サービスの中止（キャンセル）等

- (1) 利用者が介護予防支援等に係る訪問等のサービス提供を中止・変更する場合は、可能な限り事前に事業所までご連絡ください。
- (2) 介護予防サービス・支援計画の変更、サービス事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、事業所までご連絡ください。
- (3) 介護予防支援等の提供のキャンセル又は契約を解約する場合にも、キャンセル料等はありません。

12 相談・苦情の受付

事業所名：松山市地域包括支援センター垣生・余土

電 話：089-989-7600 F A X：089-971-6510

担 当 者：管理者

営 業 日：月～金曜日（ただし、祝日および12月29日から翌年の1月3日までを除く）

営業時間：8:30～17:15（ただし電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。）

行政機関 その他の苦情受付機関

受付機関	所在地・電話番号	受付時間
松山市指導監査課	松山市二番町4-7-2 TEL：089-948-6968	平日 8:30～17:15
愛媛県社会福祉協議会（愛媛県福祉サービス運営適正化委員会）	松山市持田町3-8-15 TEL：089-998-3477	平日 9:00～12:00 13:00～16:30
愛媛県国民健康保険団体連合会	松山市高岡町101-1 TEL：089-968-8700	平日 8:30～17:15

（土、日、祝日、年末年始を除く）

13 虐待の防止について

当地域包括支援センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。
- 【虐待防止に関する責任者兼担当者】松山市地域包括支援センター垣生・余土 センター長
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員等に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備しています。

- (4) 担当職員等に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを松山市に通報します。

14 介護予防支援等業務の委託について

- ① 当事業所は、松山市が設置する地域包括支援センターの運営協議会の承認のもと、利用者の意思を確認の上、指定居宅介護支援事業者指定介護支援等業務の一部を委託することができることとします。
- ② 委託を受けた指定居宅介護支援事業者には介護予防支援等の提供にあたり、法を順守させるとともに当事業所と連絡を取り合い対応します。